

平成 29 年度

介護保険サービス事業者 集団指導 資料

(介護予防) 通所介護

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局長寿社会課

【(介護予防) 通所介護】

● 実地指導等における指摘事項等について

① 生活相談員の配置について

【事例】

「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」及び「タイムカード」等で確認したところ、生活相談員が不在となつていたり見受けられた

【解説】

生活相談員については、指定(介護予防)通所介護の提供日ごとに、当該指定(介護予防)通所介護を提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間帯の合計数を当該指定(介護予防)通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を配置しなければならぬ。

【根拠法令】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号) 第93条

② 勤務記録の整備について

【事例】

従業者のうち、管理者(法人の代表取締役)の勤務記録が作成されていなかった

【解説】

従業者に関する諸記録は整備することとされており、法人の経営陣等が事業所の従業者を兼ねている場合や、雇用形態が業務委託による場合についても、従業者として勤務記録等諸記録を整備し、保管しなければならない。

【根拠法令】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号) 第93条及び第104条の3

③ 重要事項を記した文書(重要事項説明書)について

【事例】

- ・重要事項説明書の記載内容が、介護報酬改定等の内容が反映されておらず、古いものになっていた
- ・説明に用いた重要事項説明書に記載している営業時間、サービス提供時間及び定休日などについて、県へ届けられている運営規定の内容と相違がある
- ・送迎減算を適用している利用者に対して、当該減算に関する説明が行われず、同意も得られていない。
- ・苦情受付期間として規定されている行政機関等の名称や連絡先が誤っている

【(介護予防) 通所介護】

【解説】

指定(介護予防)通所介護事業者は、指定(介護予防)通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規程の概要等利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬとされているため、重要事項説明書の記載内容に誤りがある、記載内容が最新でない、記載内容が運営規程の内容と相違がある等の場合は直ちに改善したうえで、改善後の文書を交付し、説明を行い、同意を得る必要がある。また、運営規程を修正する場合は変更後10日以内に所管の振興局健康福祉部に届け出る

こと。
なお、当該同意については、利用者及び指定(介護予防)通所介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。

【根拠法令】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号) 第8条

④ 事業所の屋外で通所介護サービスを提供する場合について

【事例】

あらかじめ通所介護計画に位置付けずに事業所の屋外でサービスを提供していた

【解説】

指定(介護予防)通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則である。しかし、例外的に、次の条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができる。① あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること
② 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること

【根拠法令】

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年老人第25号) 第36条第3(2)

⑤ 通所介護計画について

【事例】

- ・居宅サービス計画と通所介護計画の内容に相違が見られた
- ・居宅サービス計画が変更されているにも関わらず、通所介護計画が変更されていない
- ・通所介護計画に具体的なサービス内容が記載されていない
- ・通所介護計画を生活相談員が作成、説明及び交付していた
- ・通所介護の提供開始以降に通所介護計画の作成、説明及び交付をしていた

【(介護予防) 通所介護】

【解説】

まず、通所介護計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならない。そのため、例えば、居宅サービス計画が変更された場合は、速やかに通所介護計画も居宅サービス計画に沿って変更することが求められる。

また、通所介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれたサービスの内容等を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したものでなければならない。

なお、通所介護計画については、指定通所介護事業所の管理者が当該計画を作成し、当該計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し利用者の同意を得、当該計画を利用者に交付することとされているが、他職種共同による作成や、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者又は事業所内の介護支援専門員の有資格者による当該計画のとりまとめを妨げるものではない。そして、指定通所介護事業所は、指定通所介護の提供に当たっては、以上の点に留意し作成された通所介護計画に基づき、利用者の利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う必要がある。

【根拠法令】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号） 第98条及び第99条

⑥ 勤務体制の確保等について

【事例】

- ① 従業者の資質向上のための研修記録が保管されていない
- ② 勤務表に勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等が実態に即して作成されていない

【解説】

① 指定（介護予防）通所介護事業者は、当該従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。また、研修の機会を確保していることが確認できるよう、実施した記録を適切に保管する必要がある。

② 指定（介護予防）通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定（介護予防）通所介護事業者は、月ごとの勤務表を定めておかなければならない。つまり、指定（介護予防）通所介護事業所ごとに、原則として、月ごとの勤務表を作成し、（介護予防）通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にする必要がある。

【根拠法令】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号） 第101条

【(介護予防) 通所介護】

⑦ 掲示について

【事例】

- ① 事業所内に従業者の勤務体制や利用料が掲示されていない
- ② 最新の重要事項等が掲示されていない

【解説】

指定（介護予防）通所介護事業者は、指定（介護予防）通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務体制、利用料、事故発生時の対応、苦情処理の体制等利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

【根拠法令】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号） 第105条（第32条）

⑧ 秘密保持について

【事例】

- ① サービス担当者会議において利用者家族の個人情報を用いているが、当該家族の同意を文書で得ていない。
- ② 従業者の利用者等に係る秘密保持について、必要な措置が取られていない。

【解説】

① 指定（介護予防）通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。なお、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。

② 指定（介護予防）通所介護事業者の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。そして、指定（介護予防）通所介護事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。具体的には、指定（介護予防）通所介護事業者は、当該事業所の従業者が、従業者でなくなつた後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えばは違約金についての定めをおくなどの措置を講ずる等の措置が求められる。

【根拠法令】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号） 第105条（第33条）

【(介護予防) 通所介護】

<p>⑨ 会計の区分について</p>	<p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の会計が他の事業の会計と区分されていない ・法人の会計が事業ごとに区分されていない <p>【解説】</p> <p>指定(介護予防)通所介護事業者は、指定(介護予防)通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定(介護予防)通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならぬ。</p> <p>具体的な会計処理の方法等については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日 老振発第18号)を参照されたい。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号) 第105条(第38条)</p>
<p>⑩ 人権擁護推進員について</p>	<p>【事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護推進員を任命していない ・従業員に対する人権擁護に関する研修を実施していない <p>【解説】</p> <p>指定(介護予防)通所介護事業者は、当該事業所の利用者の人権を擁護するため、指定(介護予防)通所介護事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、その従業員に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。</p> <p>具体的には、人権擁護推進員は、当該事業所の従業員のうちから、管理者が任命する。人権擁護推進員は、他の職務と兼務することができ、管理者及びその他の従業員と協力して、従業員の人権に対する正しい理解についての適切な指導及び相談支援、人権擁護に関する研修計画の作成及び当該計画に基づき研修の実施及び従業員の人権擁護に関する知識、技術の習得に取り組むこととなる。</p> <p>なお、人権擁護推進員の任命にあたっては、辞令を交付のうえ、任命されたい。</p> <p>また、人権擁護に関する研修は、原則として、1年に1回以上実施しなければならない。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第65号) 第4条 ・和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(条例第66条) 第4条

【(介護予防) 通所介護】

<p>・和歌山県老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例実施要綱 第8章第37</p>	<p>⑪ 災害対策推進員について</p> <p>【事例】</p> <p>災害対策推進員を任命していない</p> <p>【解説】</p> <p>指定(介護予防)通所介護事業者は、非常災害対策を推進するため、指定(介護予防)通所介護事業所ごとに災害対策推進員を置かなければならない。</p> <p>具体的には、災害対策推進員は、事業所の従業員のうちから管理者が任命する。災害対策推進員は、他の職務と兼務することができ、管理者及びその他の従業員と協力して、非常災害対策に関する知識の取得、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備並びにそれらの従業員に対する周知徹底、非常災害に関する具体的計画(防災計画)の策定、防災計画に基づき避難、救出その他必要な訓練の計画及び訓練の実施、訓練の結果を踏まえた防災計画の点検及び必要に応じて計画の見直し、災害発生時に必要な備品や備蓄等の点検及び確保に取り組むこととなる。</p> <p>なお、災害対策推進員の任命にあたっては、辞令を交付のうえ、任命されたい。</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第65号) 第5条 ・和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(条例第66条) 第5条 ・和歌山県老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例実施要綱 第8章第38
<p>⑫ 衛生管理推進員について</p>	<p>【事例】</p> <p>衛生管理推進員を任命していない</p> <p>【解説】</p> <p>指定(介護予防)通所介護事業者は、指定(介護予防)通所介護の提供にあたり適切な衛生管理を行うため、事業所ごとに衛生管理推進員を置かなければならない。</p> <p>具体的には、衛生管理推進員は、事業所の従業員のうちから管理者が任命する。衛生管理推進員は、他の職務と兼務することができ、管理者及びその他の従業員と協力して、事業所において使用する設備等の衛生的な管理、衛生上必要な措置並びに医薬品及び医療機器の適正な管理、感染症及び食中毒の予防及びびまん性の防止のための指針の整備及び従業員に</p>

【(介護予防) 通所介護】

対する周知徹底、事業所内の衛生管理や感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施に取り組むこととなる。
なお、衛生管理推進員の任命にあたっては、辞令を交付のうえ、任命されたい。

【根拠法令】

- ・和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第65号) 第6条
- ・和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(条例第66条) 第6条
- ・和歌山県老人福祉施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例実施要綱 第8章第39

⑬ 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取り扱いについて

【事例】

2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定する理由が不明であった

【解説】

2時間以上3時間未満の通所介護の単位数を算定できる利用者は、心身の状況から、長期間のサービス利用が困難である者、病後等で短時間の利用から始めて長期間利用に結びつけていく必要がある者など、利用者側のやむを得ない事情により長時間のサービス利用が困難な者である。
なお、指定通所介護の提供は、通所介護計画に基づくものであるため、当該単位数を算定する利用者については、長時間のサービス利用が困難な事情についてケアマネージャーと相談し、ケアプランに位置づけられた事情を盛り込んだ通所介護計画を作成することが求められる。

【根拠法令】

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号第2の7(2))

⑭ 個別機能訓練加算(目標に関すること)について

【事例】

・個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る目標が総合的な基本サービスの長期及び短期目標となっている

【(介護予防) 通所介護】

【解説】

個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法を内容とする個別機能訓練計画を作成しなければならない。

当該計画の作成に当たっては、利用者の日常生活や人生の過ごし方についてニーズを把握するとともに、利用者の居室での生活状況を居宅訪問の上で確認されたい。合わせて、医師からは利用者のこれまでの医療提供の状況について、介護支援専門員からは居宅サービス計画に基づいて利用者本人や家族の意向、総合的な支援方針、解決すべき課題、長期目標、短期目標、サービス内容等について情報を得ることとされたい。

また、個別機能訓練加算(Ⅰ)に係るプログラムは、座る・立つ・歩く等ができるようになるといった身体機能の向上を目指すことを中心に行われるものであるため、それぞれの加算の目的・趣旨に沿った目標設定が求められる。

なお、個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練については、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として実施するものである。

具体的には、適切なアセスメントを経て利用者のADL及びIADLの状況を把握し、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標(1人で入浴が出来るようになりたい等)設定が求められる。当該目標については、利用者又は家族の意向及び利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標となるよう留意されたい。

※個別機能訓練加算(Ⅰ)と個別機能訓練加算(Ⅱ)では、それぞれ加算の目的・趣旨が異なるため、それぞれの個別機能訓練計画に基づいた適切な訓練を実施する必要がある

【根拠法令】

・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号第2の7(9))

・「通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成27年3月27日老振発0327第2号)

⑮ 個別機能訓練加算(記録に関すること)について

【事例】

- ・実施時間、訓練内容や担当者名に関する記録がなかった
- ・居宅訪問等に係る記録が不十分であった(訪問日がわからない等)

【(介護予防) 通所介護】

【解説】

個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施することとし、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む。)や進捗状況等を説明し記録するとともに訓練内容の見直し等を行うことが求められる。

また、個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)は、利用者ごとに保管しなければならないが、常に当該事業所の個別機能訓練の従業者により閲覧ができるようになさなければならないことに留意されたい。

【根拠法令】

・「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号第2の7(9))

⑯ 個別機能訓練加算(同意に関すること)について

【事例】

- ・ 個別機能訓練計画の内容や進捗状況等に関する同意を得た形跡がない
- ・ 個別機能訓練計画の内容や進捗状況等に関する同意を得たのがいつかわからない

【解説】

個別機能訓練計画の内容については、利用者又はその家族に分かりやすく説明を行い、同意を得る必要がある。その際、個別機能訓練計画の写しを交付されたい。

また、3月ごとに1回以上、個別機能訓練計画の進捗状況等に応じ、利用者やその家族の同意を得る必要がある。その上で、訓練内容の見直し等を行うことに留意されたい。なお、利用者の心身の状態変化等により、必要と認められる場合は速やかに見直すことが求められる。

【根拠法令】

- ・ 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号第2の7(9))
- ・ 「通所介護及び短期入所生活介護における個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」(平成27年3月27日老振発0327第2号)

【(介護予防) 通所介護】

⑩ 個別機能訓練加算(機能訓練指導員の配置に関すること)について

【事例】

- ・ 基準どおり機能訓練指導員を配置していない日に、当該加算を算定し請求している

【解説】

・ 個別機能訓練加算(Ⅰ)の場合

通所介護の提供時間を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、通所介護の利用者に対して機能訓練を行う必要がある。

例えば、非常勤の理学療法士等のみ配置されている場合は、算定の対象とならない。また、通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準に含めないで留意されたい。

ただし、個別機能訓練加算(Ⅰ)の対象となる理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者等に周知されている必要がある。

・ 個別機能訓練加算(Ⅱ)の場合

専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して、通所介護の利用者に対して機能訓練を行う必要がある。

この場合、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日において理学療法士等から直接訓練の提供を受けた利用者のみが当該加算の算定対象となる。

ただし、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定められ、利用者や居宅介護支援事業者等に周知されている必要がある。なお、通所介護事業所の看護職員が当該加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

なお、個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している者であっても、別途個別機能訓練(Ⅱ)に係る訓練を実施した場合は、同一日であっても個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定できず、個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練指導員として従事することはできず、別に個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練指導員の配置が必要となる。

【根拠法令】

- ・ 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号第2の7(9))

【(介護予防) 通所介護】

⑩ 運動器機能向上加算(長期目標及び短期目標)について

【事例】

- ・長期目標及び短期目標の設定期間が、大幅な長期間(1年以上)を設定している
- ・短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行っていない
- ・長期目標の達成度及び運動器の機能状況について、事後アセスメントをしているが、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告していない

【解説】

運動器機能向上サービスについては、理学療法士等が暫定的に、利用者ごとのニーズを実現するためのおおむね3月程度で達成可能な目標(長期目標)及び長期目標を達成するためのおおむね1月程度で達成可能な目標(短期目標)を設定しなければならぬ。当該長期目標及び短期目標については、介護予防支援事業者において作成された当該利用者に係る介護予防サービス計画と整合を図る必要がある。

また、利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行う必要がある。その結果、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正をされたい。

そして、運動器機能向上計画に定める実施期間(おおむね3月間程度)終了後に、利用者ごとに、長期目標の達成度及び運動器の機能の状況について、事後アセスメントを実施し、その結果を当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告しなければならぬ。

【根拠法令】

老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号別紙1第2の7(2)

⑪ 送迎未実施減算について

【事例】

利用者の家族が送迎した日について、減算されていなかった

【解説】

個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置づけさせた上で、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていないければ減算となる。

つまり、利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が送迎を実施していない場合は、片道につき減算の対象となる。

また、個別サービス計画上、送迎が位置づけられているにもかかわらず、送迎を行わなかった場合は、送迎を行わなかった理由等をサービス提供記録等に記載されたい。

【(介護予防) 通所介護】

【根拠法令】

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号第2の7(15))

● 留意事項

① 宿泊サービスの届出について

指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス(以下「宿泊サービス」という。)の提供については、介護保険制度外の自主事業であるが、「介護保険制度の見直しに関する意見」(平成25年12月20日社会保険審議会介護保険部会)を踏まえ、利用者保護の観点から指定通所介護等の利用者に対するサービス提供に支障ないかを事業者指定を行う指定権者等が適切に判断できるよう、宿泊サービスの届出が導入された。

また、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第104条の第4項」において、事故発生時の対応の構築が求められた。

そして、「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する方針について」(平成27年4月30日老振発第0430第1号・老老発第0430第1号・老推発第0430第1号)により、宿泊サービスの最低限の質を担保するという観点から当該指針が示された。指針の詳しい内容については、きのくに介護deネットの「宿泊サービスに係る届出について」にて掲載しているので、確認していただきたい。

② 生活相談員の専従要件の緩和について

指定通所介護事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の居宅サービス事業者、地域の住民活動等と連携し、指定通所介護事業所を利用しない日でも利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延長時間には、「サービス担当者会議や地域ケア会議」に出席するための時間、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者の必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行うことができる。ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。

基準解釈通知

平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)

(問) 生活相談員の勤務延長時間に、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなど社会資源の発掘、活用のための時間」が認められたが、具体的にどのようなものが想定されるのか。また、事業所外での勤務に関しては、活動実績な

【(介護予防) 通所介護】

<p>どの記録を保管しておく必要があるか。</p> <p>(答) 例えば、以下のような活動が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の利用者である要介護者等も含んだ地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合 ・ 利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合生活相談員の事業所外での活動に関しては、利用者の地域生活を支えるための取組である必要があるため、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要がある。 <p>③ 看護職員の配置基準の緩和について</p>	<p>病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により、看護職員が指定通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には、看護職員が確保されているものとする。</p> <p>なお、「密接かつ適切な連携」とは、指定通所介護事業所へ駆けつけられることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。</p> <p>平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A (vol.1)</p> <p>(問) 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約で確保した看護職員は、営業日ごとに事業所内で利用者の健康状態の確認を行う必要があるが、その場合どの程度の従事時間が必要か。また、事業所に駆けつけられることができる体制とは、距離的などの程度離れた範囲までを想定しているのか。</p> <p>(答) 健康状態の確認を行うために要する時間は、事業所の規模に応じて異なるため、一概に示すことはできないが、利用者全員に対して適切に健康状態の確認を行えるように病院、診療所又は訪問看護ステーションと契約を結ぶ必要がある。</p> <p>また、事業所に駆けつけられることができる体制に係る距離的概念については、地域の実情に応じて対応するため、一概に示すことはできないが、利用者の容感急変に対応できるよう契約先の病院、診療所又は訪問看護ステーションから適切に指示を受けることができる連絡体制を確保することでも密接かつ適切な連携を図っていることになる。</p> <p>④ 常勤について</p>
<p>勤務時間数が、その事業所で定められている常勤の勤務時間に達していること</p> <p>* 就業規則に定める常勤職員の勤務時間数 (32 時間未満の場合は 32 時間を基本)</p> <p>* 正規雇用、非正規雇用の別ではない。</p> <p>* 同一事業者により併設される事業所の職務に従事する時間 (ただし業務に支障のない場合に限り) は通算可能。</p>	<p>⑤ 「専ら通所介護サービスの提供にあたる」とは</p> <p>原則として、サービス提供時間を通じて通所介護以外の業務に従事しないこと。</p> <p>あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従事者と交代する場合は、それぞれ従事している時間に専任することと足りる。</p>